こども家庭庁 ヤングケアラーに関する制度改正について

制度の現状・背景

- ヤングケアラーについては、支援体制の強化等の対策を進めてきているが、**ヤングケア** ラーへの支援について法律上明確な根拠規定が設けられていない。
- こども大綱においても、「要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活 用し、その機能を強化し連携させる」とされているように、**ヤングケアラー等の子ども・若 者への効果的な支援を行うためには、両協議会の連携を推進**していくことが重要。



改正のイメージ(案)

- 子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に **行っていると認められる子ども・若者」**として、国及び地方公共団体等が各種支援に努める べき対象に**ヤングケアラーを明記する**こととしてはどうか。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、**子ども・若者支援 地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働**して効果的に支援を行えるよう、**両協議会調** 整機関同士が連携を図るよう努めるものと規定してはどうか。

(公布日施行を想定)